

# IATA航空危険物規則書 第63版(2022年) 主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、可能な限り全ての改定点を含めた。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。尚、IATA発行の62版 Addendumにて修正または改定されたものには、改定マークが付されていないので留意してください。  
注: 下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第63版(2022年版)」の重要な変更点および改定点(日本語版 xiii ページ、英語版 xxiii ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したことを表したものです。

## 第1章 - 適用 (Applicability)

★1.3.1.3	削除	英原文“shall/must, should/may”の意味の説明。1.2.3.2と重複していた。以降の項目番号が繰り上がった。
★1.5	削除	編集上の注(第61版の付録 Iからの引用)が削除された。
★1.6.1	変更	Section II のリチウム電池輸送のための適切な指示からPI965/968の“Secion II”が削除された。

## 第2章 - 制限 (Limitations)

2.3 手荷物規則関係		
★2.3.2.4.3	変更	(b) 2.「2個の電池が装備された移動補助機器については各電池は160Wh以下であること」という文言が削除された。
★2.3.4.6	削除	Heat Producing Articlesが削除され、以降の項目番号が繰り上がった。
★表2.3.A	変更	許可される手荷物表の一部変更 ・“Hair Curlers containing hydrocarbon gas”が“Hair Styling equipment containing a hydrocarbon gas cartridge”に変更された。 ・Heat Producing Articlesが削除された。
★2.3.5.7	変更	ヘアーカラー(Hair Curler)がヘアースタイル用機器(Hair Styling Equipment)に変更された。
★2.3.5.8.5	編集	(C)に「機内持ち込みのみ、一人最大2個の予備電池」の文言が移動した。
★2.3.5.11	変更	(f)で包装物マーキングが“scientific research specimens, not restricted”から“scientific research specimens not restricted Special Provison A180 applies”と変更された。
★2.8	追加 変更	政府例外規定: YEGおよび領土(Territory)等19地域の政府例外規定新規ファイルおよび追加、変更、削除あり 運航者例外規定: 追加、変更、削除あり。

## 第3章 - 分類 (Classification)

★3.4.2.3.1	変更	国連マニュアルの該当項目が33.3.1から33.4に変更された。
★3.4.2.3.2	変更	国連マニュアルの該当項目が33.3.1から33.4に変更された。
★3.4.2.3.3.1	変更	国連マニュアルの該当項目が33.3.1から33.4に変更された。
★3.4.3.3	変更	国連マニュアルの該当項目が33.4.1から33.5に変更された。

## 第4章 - 識別 (Identification)

4.2 危険物リスト		
変更等関係		
	訂正	細文字の品名“tert-Amylperoxy-3,5,5-trimethylhexanoate”に参照すべき正式輸送品目名、“Organic peroxide type D★UN3105”が追加され、“forbidden”が削除された。
UN3094	変更	M欄の特別規定“A2”が削除された。
UN3363	編集	細文字の“Fuel system components”に“UN3363, Dangerous Goods in Articles”への参照が追加された。
4.4 特別規定関係		
★A213	変更	PI968のSection II の削除により、PI968の対象Sectionが“IB”のみとなった。
★A334	編集	冒頭の旧(a),(b)は各々許可される制限量としてPI968の表968-II、PI965の表965-IIと参照されていたが、各々、該当する表に基づき含有量、ワット時による詳細な制限量が参照された。

## 第5章 - 包装 (Packing)

包装基準関係		
★114-143	編集	第1分類のすべての包装基準(101を除く)で、容器の“要件(requirements)”が“性能基準(performance standards)”に変更された。
★220	削除	旧(e)、燃料系統管が取り外されたような機械、機器の輸送時には燃料系統管を密封する規定が削除された。
★351	編集	“引火性液体(flammable liquid)”に“副次危険性のない(with no subsidiary hazard)”の文言が追加された。
★378	削除	旧(e)、燃料系統管が取り外されたような機械、機器の輸送時には燃料系統管を密封する規定が削除された。
965	変更	Section II の削除による変更/削除/経過措置の追加がなされた。
966	編集	追加要件-Sec I の●1個目の前段の文言変更、追加要件Sec II の包装に関する文言の統合、1.2m落下試験に関する文言の一部削除、航空貨物運送状記載に関し“該当する場合はCAO”の文言削除がなされた。
★967	編集	追加要件Sec II の航空貨物運送状記載に関し“該当する場合はCAO”の文言が削除された。
968	変更	Section II の削除による変更/削除/経過措置の追加がなされた。
969	編集	追加要件-Sec I の●1個目の前段の文言変更、追加要件Sec II の包装に関する文言の統合、1.2m落下試験に関する文言の一部削除、航空貨物運送状記載に関し“該当する場合はCAO”の文言削除がなされた。
★970	編集	追加要件Sec II の航空貨物運送状記載に関し“該当する場合はCAO”の文言が削除された。
★972	削除	旧(e)、燃料系統管が取り外されたような機械、機器の輸送時には燃料系統管を密封する規定が削除された。

## 第6章 - 容器規格と性能試験 (Packing Specifications and Performance Tests)

★6.0.4.2.1	編集	(c)、X,Y,Zの各説明文言から、物品(Articles)には包装等級が割り当てられないため“物品(articles)の文言が削除された。
★6.4.2.4.1	編集	国連規格シリンダーおよびその密閉装置の定期検査および試験表の“ISO10460:2005”に注が追加された。
★6.4.2.7	編集	注が追加された。

## 第7章 - マーキングおよびラベリング (Marking and Labelling)

7.1.4.6	編集	“異なる(different)”の文言が追加され、“2つまたはそれ以上の異なる危険物、”となった。
★7.1.5.5.1	変更	PI965/968からSec II が削除されたことによる変更
★7.1.7.1	編集	UN.IDコード、番号の文字サイズは7.1.4.4.1により要求されるようであればならないという文言が追加された。

第8章 - 書類 (Documentation)

★8.0.1.2	変更	PI965/968のSec II 削除による修正がなされた。
8.1.6.5.3	編集	obliterated(消去)の文言が追加された。
★8.1.6.9.2	編集	(c)の正式輸送品目名の”apparatus,articles,machinery”記載順序がアルファベット順に変更された。
★図8.2.G	変更	PI966/969のSec II に関する記載例に変更
★図8.2.H	変更	PI966/967のSec II に関する記載例に変更
★図8.2.I	削除	

第9章 - 取り扱い (Handling)

★9.1.3.1	削除	旧 注5が削除され,以下の番号が繰り上がった。
★表9.1.A	削除	PI965/968のSec II の削除による。それらに付随していた表9.1.Aの貨物専用ラベルに関する旧 注2も削除された。
★9.2	編集	旧、”移動した(have been moved)”が”規定された(set out)”に変更された。
★表9.5.A	削除	PI965/968のSec II の削除による。
★9.6.1	編集	注2の危険物事象報告書の書式見本(旧 表9.6.A)が規則書末尾の受託チェックリストの後に移動したため文言が変更された。
★9.6.5	編集	危険物事象報告書様式(旧 表9.6.A)が規則書末尾に移動したため文言の変更がなされた。

第10章 - 放射性物質 (Radioactive Material)

10.3.2.5.2	追加	10.3.Bを使用して核種放射能値を決定したばあい、10.8.3.9.4,ステップ 13に従って危険物申告書に記載しなければならない規定が追加された。
★10.5.8.2	追加	●5個目に”放射線防護計画(10.0.2)(radiation protection program(10.0.2))”が追加された。
★10.7.4.3.4	編集	旧 ”1ラベル(one label)”が”1セットのラベル(one set of label)”に変更された。【JACIS 注：62版でtwo sets of labelsが”2枚のラベル”と訳されていたが”2セットのラベル”に訂正された。】
10.8.3.5.2	編集	obliterated(消去)の文言が追加された。
10.8.3.9.2	追加	ステップ6 (a) に、10.3.Bを使用して核種放射能値を決定したばあい、10.8.3.9.4,ステップ 13に従って記載をする規定が追加された。
10.8.3.9.4	新規	ステップ 13 に、10.3.Bを使用してA1またはA2値を決定した場合、放射線のタイプおよび表10.3.Bの使用を、例のように参照しなければならない規定等が追加された。

付 録 (Appendices)

★付録A	新規 変更	用語に多くの追加変更があった。追加分は”能力に基づく教育訓練および評価の取り組み(CBTA)”に関し新規に追加された用語である。
付録B	削除	B.2.2.4 IATA Cargo IMP CodesのEBI(Lithium ion batteries excepted as per Section II of PI965)およびEBM(Lithium metal batteries excepted as per Section II of PI968)が削除された。
付録G	変更	G.3 CBTA Centreについて最新化された。
付録E	更新	E.1:販売業者一覧、E.2:UN規格容器の試験施設、いずれも最新の状態で更新済み。
付録H	更新	危険物教育訓練指針—能力に基づく教育訓練及び評価の取り組み(Dangerous Goods Training Guidelines—Competency-based training and Assessment Approach)  雇用者が、能力に基づく危険物教育訓練および評価の取り組み(CBTA)の下で危険物教育訓練プログラムを開発・確立することを支援するために、産業界に諮られた基準を示す指針が提供されている。
付録 I	新規	危険物の輸送に関する国連勧告の”モデル規則”第22版はすべての輸送モードについて危険物の輸送に対し適用される規則の改定を含んでいる。ICAO危険物パネルのメンバーも、特にその規定が航空輸送にのみ適用される航空による危険物の安全輸送に関する技術指針”技術指針”の規定に対する改定を始めている。これらの改定は2023年1月1日に発効するICAO技術指針2023-2024版の開発の部分としてICAO危険物パネル(DGP)により見直される。ICAO技術指針2023-2024版は未だ最終決定されておらず、正確な文章および詳細はDGR第64版にて決定される。 注:変更の意味を理解する一助として編集上の注が付されている。まだ修正があり得るものには、[ ]で囲っている。 【JACIS記:内容は多岐に亘って多数の追加・変更があるがここでは省略する。主要な項目は以下である。】 ・腐食性物質およびその混合物に対する包装等級の割り当てについての基準の修正。 ・リチウムボタン単電池のみを組み込んだ、回路基板を含む機器に対する試験要約についての要件の除外。 ・危険物リストの最新化には、新しい品目名、UN3550, Cobalt dihydroxide powderを含む。UN1169, Extracts, aromatic, liquidは削除され、UN1197, 現在はExtracts, flavouring, liquidがflavourまたはaromaに 対するxtracts, liquidになるよう改定される。現在、区分6.1に割り当てられているUN1891, Ethyl bromideは区分6.1の副次危険性を有する第3分類になるよう再分類される。 ・2つの新しい包装基準の採択。PI222は、物品が旅客機に禁止される深冷液化ガスおよびガス類を除き、副次危険性のない区分2.2のガスのみを含む、非引火性、非毒性ガス類を含む物品(Articles containing non-flammable, non-toxic gas, n.o.s.)に対するもので、PI975は物品が環境有害物質のみを含む、環境有害物質類を含む物品(Articles cotaining miscellaneous dangerous goods, n.o.s.)に 対するものである。 ・リチウム電池マークに提供すべき電話番号に対する要件を除去するためのリチウム電池取扱いマークに対する変更。2026年12月31日までの経過期間が設けられ、その間は現在のマークを継続して使用できる。 ・9.3.7に対する改定—ラベルの貼り替え。包装物が受託された後、マークがなくなったり、剥がれたりまたは判読できなくなったマークの貼り替えを行うためのものである。この変更は微量危険物マーク、少量危険物マーク、環境有害物質マークおよびリチウム電池マークに限定される。